慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

| | |
|---|---|
| Title | 評価規約の規定要因：米山学説 (4) |
| Sub Title | Valuation rule and two conceptual views of earnings : case of Yoneyama theory (4) |
| Author | 笠井, 昭次(Kasai, Shōji) |
| Publisher | 慶應義塾大学出版会 |
| Publication year | 2021 |
| Jtitle | 三田商学研究 (Mita business review). Vol.64, No.2 (2021. 6) ,p.13- 25 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | 前号では，企業価値評価に由来する「事業資産」・「金融資産」分類では，純理論的には，損益の性質は，識別できないのではないかという結論を得た。米山学説における計算対象分類の検討という当面の課題からすれば，そうした結論が得られれば，それで，一段落ついたことになる。しかし，翻って，米山学説において，損益の質的相違が識別できないということの原因に焦点を当てれば，ひとり「事業資産」・「金融資産」分類だけに問題があるというわけではない。会計においては，複数の処理方法が認められているケースがあるが，それに関する米山学説の特有の考え方にも，損益の質的相違を識別できない原因が潜んでいるようである。すなわち，そのように複数の処理方法が認められている場合，その代替的諸方法に優劣を問わないのが，現行会計の基本的考え方であると米山学説はみているようである。しかも，そのことは，「事実を忠実に描写する」という会計の特質にもかかわっているようである。<br>この点は，会計にとりきわめて重要な問題なので，本題からは外れるが，補論として論ずることとしたい。具体的には，割引債の償却原価法については，利息法と定額法とが認められているが，この両方法の関係を素材として検討することにしよう。 |
| Notes | 論文 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20210600-0013 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

三田商学研究
第64巻第２号
2021 年 6 月

2020年８月28日掲載承認

# 評価規約の規定要因

―― 米山学説（４）――

笠　井　昭　次

＜要　　約＞

前号では，企業価値評価に由来する「事業資産」・「金融資産」分類では，純理論的には，損益の性質は，識別できないのではないかという結論を得た。米山学説における計算対象分類の検討という当面の課題からすれば，そうした結論が得られれば，それで，一段落ついたことになる。しかし，翻って，米山学説において，損益の質的相違が識別できないということの原因に焦点を当てれば，ひとり「事業資産」・「金融資産」分類だけに問題があるというわけではない。会計においては，複数の処理方法が認められているケースがあるが，それに関する米山学説の特有の考え方にも，損益の質的相違を識別できない原因が潜んでいるようである。すなわち，そのように複数の処理方法が認められている場合，その代替的諸方法に優劣を問わないのが，現行会計の基本的考え方であると米山学説はみているようである。しかも，そのことは，「事実を忠実に描写する」という会計の特質にもかかわっているようである。

この点は，会計にとりきわめて重要な問題なので，本題からは外れるが，補論として論ずることとしたい。具体的には，割引債の償却原価法については，利息法と定額法とが認められているが，この両方法の関係を素材として検討することにしよう。

＜キーワード＞

償却原価法（利息法），事実の忠実描写の意義，複数の処理方法の存在の意義，事実の忠実描写と評価規約との関係

## 補論１：米山学説における損益の質的相違を識別できない別の理由
## ――会計の忠実描写機能を巡って――

本文の（２）での検討により，米山学説における「事業資産」・「金融資産」分類は，「事業資産」と「金融資産」との類別，および「事業資産」の下位分類としての資本設備と割引債との類別というふたつのレベルにおいて，それぞれの資産カテゴリーについて，損益の質的相違を識別することができない，というのが筆者の結論である。「事業資産」・「金融資産」分類の役割を論

じていた本文の（2）では，そうした結論が得られれば，その課題は，ひとまず達成されたことになる。しかし，翻って，米山学説において損益の質的相違が識別できない，ということの原因に焦点を当てれば，ひとり「事業資産」・「金融資産」分類だけに問題があるというわけではない。周知のように，会計においては，複数の処理方法が認められる場合があるが，一定条件のもとでは，その代替的諸方法に優劣を問わないのが現行会計の基本的考え方であると米山学説は理解しているようである。こうした理解もまた，損益の質的相違の識別を不可能にしている一因であると筆者は考えている。さらに，この「一定条件のもとでは，代替的諸方法に優劣をつけない」という会計の考え方は，会計に期待されている「事実を忠実に描写する」という機能ともかかわっているようであり，その意味において，会計それ自体の特質にも通底していると言ってよいであろう。したがって，この点は，「事業資産」・「金融資産」分類には関係ないにしても，会計の在り方に関するきわめて重要な問題なので，割引債の償却原価法に関する利息法・定額法の事例によって，若干論ずることとしたい。

（1）論点の所在

今日，割引債については，償却原価法で処理しなければならないのであるが，この償却原価法については，一般に，利息法と定額法というふたつの処理方法があるとされている。問題は，このふたつの処理方法が，優劣のない代替的方法なのか，それとも，優劣があり利息法しか認められないのか，という点である。以下においては，この後者の立場を仮に一般的見方とよんでおこう。結論的には，筆者は，言うまでもなく，後者の立場に与しており，利息法のみが理論的に成立すると考えている。

それに対して，米山学説は，次のように，前者の立場にたっている（米山［2003］36ページ）。

> もっとも，将来キャッシュフローの大きさとタイミングを配分計画にあらかじめ織り込み，時の経過を待つだけで利息収益が規則的に配分されるようなしくみとしては，利息法が唯一のものとはいえない。以上のことだけが要請されるのであれば，例えば，毎期一定額の利息収益を計上するやり方（アキュムレーション法と称されるもの）でも十分といえる。……（中略）……日本で伝統的に行われてきた毎期一定額の利息収益を計上するやりかたも，決して排除されるわけではないことをここで確認しておきたい。

以上のように，割引債の償却原価法における利息法と定額法との関係については，一般的見方と米山学説とでは異なった理解が提唱されているので，まずもって，その根拠が問われなければならない。そこで，まず，米山学説が想定している一般的見方の根拠を考えておこう。

その点につき，米山学説は，「この利息法による期間配分は，いわゆる複利計算の形をとり，逓増的な大きさの利息収益を配分できる点で『事実に忠実なやりかた』とみなされることも少なくない」（米山［2003］126ページ，傍点は笠井）と述べている。つまり，利息法が妥当であるとする一般的見方の根拠は，利息法が「事実に忠実なやりかた」（以下，「事実の忠実描写」と言う）に

適っている点にあるのではないかということであろう。

しかし，利息法が事実の忠実描写に適っているというこの一般的見方に対しては，米山学説は，「この論拠は強固なものとはいえない」（米山［2003］36ページ）として否定的なのである。

そこで，利息法が事実の忠実描写に適っているという一般的見方に対する米山学説の批判の具体的内容を（２）で検討したうえで，（３）において，そうした批判には問題があることを明らかにしよう。

（２）一般的見方に対する米山学説の批判

**（ｉ）事実の忠実描写の意義**

利息法が事実の忠実描写に適っているとする一般的見方に対して，米山学説は，①利息法の簿価の意義，および②割引債の保有目的の２点から，次のように問題点を指摘している（米山［2003］126ページ，傍点・一重下線・波線・二重下線は笠井）。

> この利息法による期間配分は，いわゆる複利計算の形をとり，逓増的な大きさの利息収益を配分できる点で「事実に忠実なやりかた」とみなされることも少なくない。
>
> しかし利息法による簿価が金銭債権の価値に近い値をとる可能性が高いとしても，それは価値それ自体ではない。金銭債権の価値は市場金利水準の変動に影響されるし，金利の期間構造が一定となっている保証もない。計画的・規則的な配分計算から導かれてくる簿価は，せいぜい価値の近似値に過ぎない。しかも金銭債権の保有目的にてらしてみれば，配分計画から導かれてきた簿価をできるだけ価値に近づけようとする努力それ自体，その必要性を欠くものといえる。いま問題にしている債権の保有目的は有利な価値変動から成果を得ることではなく，キャッシュフローをみずから回収することに求められる。未実現の価値変動は，そこではそもそも期待されている成果とは無縁な要素といえるのである。

まず①利息法の簿価の意義の点であるが，どうやら，利息法の簿価（償却原価）は，価値の近似値（一重下線部分）にしかすぎないところから，否定されているようである。もっとも，その場合の価値ということの意味は必ずしも定かではないが，市場金利の変動を組込んだ時価を含意していると理解できそうなので，ここでは，そのように考えれば（以下，価値については，時価と理解することにする），利息法の簿価（償却原価）は，時価ではないこと（時価の近似値にしかすぎないこと）によって否定されていることになろう。

次に②割引債の保有目的であるが，そこでは，割引債の保有目的が，時価変動差額（前述のように，価値変動差額と時価変動差額とは同義であるとみなしておく）の獲得（波線部分）にはないので，時価に近づける必要性がない，ということが主張されている。逆に言えば，利息法では，割引債が償却原価で評価され，償却原価変動差額（定利）が受取利息として計上されているのであるから，定利（償却原価変動）の獲得が割引債の保有目的に他ならないと言っているのではないだろうか。そのことは，そのかぎりでは，理論的に当然のことと言えよう。

そのように考えれば，②割引債の保有目的についての説明は，理論的に理解できるが，①利息法の簿価の意義については，米山学説の説明の意図は，必ずしも明らかではない。つまり，利息法の簿価が，時価ではなく，時価の近似値にしかすぎない，ということを提起することによって，米山学説は，そもそも，何を批判しようとしているのであろうか。それが筆者には判然としないのである。

したがって，筆者なりに推測せざるを得ないのであるが，ごく単純に考えて，「割引債の簿価が時価で評価されていない」ということそれ自体を問題視しており，したがって，「割引債は時価で評価されなければならない」という是正策が講じられるべきことを主張したいのであろうか。これを，便宜，第１の理解とよんでおこう。

このように，割引債の簿価が時価で評価されていないということ自体を問題視するかぎり，割引債は，時価で評価されなければならないということになろう。しかしながら，割引債は，定利の獲得を企図した資本貸与活動であるから，（利息法による）いわゆる償却原価で評価すること（時価で評価しないこと）は，理論的にも合理性がある。さらに，そのことは一般的に認められているばかりでなく，米山学説自身も，前掲の引用文にあるように，「金銭債権（割引債に相当…笠井注）の保有目的にてらしてみれば，配分計画から導かれてきた簿価をできるだけ価値（時価と解釈している…笠井注）に近づけようとする努力それ自体，その必要性を欠くものといえる」（米山［2003］126ページ）と述べているのである。つまり，割引債の保有目的は，時価変動差額の獲得にではなく，定利獲得にあること（ただし，先の引用文においては，「キャッシュフローをみずから回収すること」にあるとなっているが，この点に関する問題点は，註14を参照されたい），したがって，割引債が時価で評価されるべきでないことは，米山学説でも，つとに認知されているのである。そうであれば，割引債の簿価が時価で評価されなければならないとする第１の理解は，そうした米山学説の主張にも悖っているのである。[13] そのように考えれば，第１の理解は，理論的に成立し難いということになろう。

それでは，どのように考えたらよいのであろうか。筆者に思い浮かぶこととしては，割引債の簿価が時価ではないことによって，事実の忠実描写が不可能になったことを主張しているといった理解であろうか。この第２の理解によれば，利息法の簿価が時価ではなく償却原価である，ということは是認されている。ただ，その償却原価では，事実の忠実描写にはならないことが，つまり，償却原価の忠実描写性が，批判されることになるのである。

（２）（ｉ）の当初に掲げた引用文において，利息法の優位性を認める一般的見方の根底には，事実の忠実描写という視点があることがまず冒頭で指摘され，それに対する批判として，①利息法の簿価の意義，および②割引債の保有目的の２点が挙げられているのであるが，そうした文脈からすれば，米山学説を，第２の理解のように解釈したとしても，けっして荒唐無稽とは言えな

13）そのように考えれば，米山学説において，割引債の簿価の意義の点と，保有目的の視点とのふたつが指摘されていることにも，問題があるのかもしれない。すなわち，保有目的の視点からの言及は，割引債が，時価差額の獲得ではなく，定利獲得であることの妥当性を前提にしているのに対して，簿価の意義の点からの言及は，時価評価の妥当性の主張に繋がっているので，時価差額の獲得を前提にしていることになる。こうした異なった前提に依拠したふたつの批判の混在に，どのような意味があるのであろうか。

いであろう。そこで，以下では，この第２の理解を追跡することにしよう。

この第２の理解によれば，利息法の簿価が，時価ではなく時価の近似値たる償却原価なので，事実の忠実描写に適っていない，ということが問題視されているようである。もしそうだとすると，簿価が時価であれば事実の忠実描写になる，というのが米山学説の見解なのであろうか。もしそのように理解してよければ，事実の忠実描写とは，時価で評価することに限定されるということになるだろう。

以上のように考えると，利息法が事実の忠実描写に適っているという一般的見方に対する米山学説の批判の根底には，「事実の忠実描写というのであれば，当該資産は，時価で評価されていなければならない」という前提が潜んでいるのではないだろうか。

**（ⅱ）複数の処理方法の存在の意義**

米山学説における事実の忠実描写と評価規約との関係が定かではないので，筆者の推測も交えて，以上のように辿ってきたが，それによれば，どうやら，「事実の忠実描写と言えるためには，時価評価でなければならず，利息法による償却原価評価では，事実の忠実描写にはならない」というのが，米山学説の主張のようである。もちろん，はっきりとそのように主張しているわけではないが，以上のようなプロセスを経て，筆者には，そのように考えられるのである。そこで，当面，事実の忠実描写ということの含意をそのようなものと理解し，議論を先に進めよう。

このように，利息法による簿価が，時価評価ではなく償却原価評価であるいじょう，事実の忠実描写にはならないとして，そのことから，米山学説は，その後，どのような道筋を描いているのであろうか。そのことも，必ずしも明らかではないが，おそらく，利息法の簿価が時価ではないいじょう，事実の忠実描写という根拠によって，利息法の優位性は認められない，ということであろうか。そうであれば，定額法も，等価的に認められることになるのではないだろうか。つまり，利息法と定額法とは，代替的等価的関係にあることになるわけである。

しかも，そのように，複数の処理方法の代替的関係は，ひとり償却原価法における利息法と定額法との関係だけにみられる特殊な現象ではなく，設備資産の減価償却における定額法と定率法との関係にも存在する，ということを米山学説は強調するのである。そして，そのことから，「規則的な配分であるかぎり代替的な方法間での優劣を問わないのが，現行ルールの基本的な考え方といえる」（米山［2003］36ページ）と断定している。かくして，現行会計のそうした特質からすれば，償却原価法における利息法と定額法とは，優劣をつけられる関係にはなく，どちらを採用してもよい任意選択の関係にある，ということになろう。

**（ⅲ）小括**

「事実の忠実描写ということが，時価評価だけを意味する」という前提にたつかぎり，利息法では，期首額に，当初に約定した当期発生利息額を加算したいわゆる償却原価額が，期末評価額になるのだから（つまり，期末評価額は，最新の利子率に基づいて算出された時価ではないのだから），たしかに，事実を忠実に描写したことにはならないということになろう。したがって，事実の忠

実描写ということを根拠にして，利息法の優位性を認めることはできず，定額法も，等価的に認めざるを得ない。

そして，さらに，「ふたつの処理方法に規則性があるなら，その処理方法の優劣を問わないのが，現行会計の基本的な考え方である」という前提にたつかぎり，償却原価法における利息法と定額法とは，代替的関係になり，その優劣など，つけられないということになろう。

以上のように，一般的見方に対する米山学説の批判の根底には，「事実の忠実描写のためには，時価評価でなければならない」という前提，および「現行会計には，配分に規則性が認められる複数の処理方法については，その優劣を問わないという特質がある」という前提が存在しているようである。こうしたふたつの前提に立脚するならば，たしかに，償却原価法における利息法と定額法とは代替的関係にあることになろう。つまり，どちらでもよいことになり，どちらが割引債の損益を適切に表現しているのか，といった問題意識など無意味になってしまうであろう。

しかしながら，問題は，そのふたつの前提の妥当性にこそ，ある。まず前者の前提であるが，事実の忠実描写のためには，どうして，時価で評価されなければならないのであろうか。逆に言えば，時価評価以外は，どうして，事実の忠実描写にならないのであろうか。筆者には，そんな疑問が湧出するのである。しかるに，「事実の忠実描写は，時価評価に限定される」という前提の妥当性は，米山学説によって明らかにされているとは言い難いのである。

また後者の前提にしても，配分に関して規則性が認められる諸処理方法について，現行会計の基本的な考え方は，本当に，その優劣を問うていないであろうか。さらには，それらの代替的諸方法間について，本当に，優劣が問えないのであろうか。そんなことが，はたして，一般論として言えるのであろうか。

以上のように，そうしたふたつの前提の妥当性は，米山学説によって論証されているとは，言い難いと筆者は考えている。そこで，この点を，次の（3）において，筆者なりに検討しなくてはならない。

（3）米山学説による批判の問題点

**（i）事実の忠実描写と評価規約との関係に関する疑問**

まず，事実の忠実描写と評価規約との関係に関する米山学説の主張についてであるが，その点に関する筆者の疑問を纏めれば，要するに，一般的見方に対する米山学説の批判の根底には，「事実の忠実描写ということであれば，当該資産は，時価で評価されていなければならない」という前提が潜んでいるように思われるのであるが，そうした前提の妥当性が，論じられていないことである。事実の忠実描写は，どうして時価評価に限定されなければならないのであろうか。そこで，ここでは，この点につき，若干検討することにしよう。

上記の米山学説の主張において留意すべきは，計算目的という概念が登場せず，そのかぎりで，いわば一般論として，論じられていることである。事実の忠実描写ということを，計算目的を捨象して語ることなど，そもそも可能なのであろうか。まず，そんな疑問が湧出するのである。

もし会計の計算目的が，例えば財産計算とかストックのリアリティの表示とかにあるのなら，事実の忠実描写ということが，時価評価に限定されることは，筆者にも理解できる。ここに，財産計算とは，債権者保護のために，企業の債務弁済能力の表示を会計の計算目的とするものであるが，その場合には，企業の倒産などにさいして，企業の支払い能力を明らかにすることが重視される。したがって，資産は，売却時価で評価されることになる。かくして，債権者保護の視点からするこのような財産計算を会計の計算目的とする場合には，資産を時価で評価することが，事実の忠実描写を意味することになろう。

より今日的にみれば，ストックのリアリティの表示ということになろうか。もっとも，その持つ意味合いは必ずしも定かではないが，例えば企業価値評価にかかわっているとしたら，すべての資産を割引現在価値で評価することが，事実の忠実描写ということになろう。

したがって，事実の忠実描写ということを，時価評価あるいは割引現在価値評価とのかかわりで主張することも，理解できないわけではない。しかし，その場合には，会計の計算目的が，財産計算とかあるいはストックのリアリティの表示とかに限定されていなければならないのではないだろうか。

しかしながら，米山学説においては，会計の計算目的は，あくまで，損益計算にあると考えられているようである。そのことは，減損会計について論じた米山［2003］のはしがきにおいて，「単にストック評価額のリアリティを回復するためでなく，むしろ期間損益に一定の解釈を与えるために簿価切り下げが行われるという本書の解釈が，減損会計理解のための一助となれば幸いである」（米山［2003］ⅱページ）と述べられていることからも，明らかであろう。

このように，会計の計算目的がストックのリアリティの表示等にあるのではないとしたら，事実の忠実描写ということが時価評価に限定される必然性など，あるのであろうか。つまり，損益計算が会計の計算目的であるとしたら，諸資産は，それぞれ，何らかの独自の損益を獲得するために保有されているのであろうから，その独自の保有目的にそぐう評価額が割当てられるべきであり，そしてその独自の保有目的に規定された損益が算出されるべきなのではないだろうか。そうであれば，資産額を独自の保有目的にそぐう数値で表示し，そしてその独自の保有目的にそぐう損益を計上することが，事実の忠実描写ということになるのではないだろうか。

その場合，損益を獲得する経済活動というのは多種多様であるから，事実の忠実描写ということが，一義的に時価評価ということにはならないはずである。もちろん，時価差額の獲得を企図したいわゆる売買目的有価証券のような場合には，その独自の保有目的に規定されて時価で評価され，かつ，その時価差額が保有損益として計上されることになる。しかし，その場合の時価評価というのは，けっして，ストックのリアリティを表示するために行なわれたのではない。あくまで，損益計算の視点から，時価差額という投機的損益の獲得を企図しているので，時価で評価されたものに他ならない。

もちろん，企業の損益産出活動は，時価差額の獲得ということに限られるものではない。ここで問題にしている割引債の場合であれば，その保有目的は，定利の獲得にある。そうであれば，割引債には，この定利獲得目的という独自の保有目的に規定されて，それにそぐう数値が割当て

られ，そして，その定利額が受取利息として計上されるのである。そして，その定利獲得という独自の保有目的にそぐった数値を割当てられた割引債の計上，そして，その定利を表現するものとしての受取利息の計上が，定利獲得目的という独自の保有目的に規定された，割引債に関する事実の忠実描写になるわけである。

この点をもう少し具体的にみれば，割引債は，定利獲得目的という独自の保有目的に規定されて，資産の評価規約に関しては，期首評価額に当期発生利息額を加算したものが，期末評価額になる。つまり，［割引債の期首評価額＋当期発生利息額＝割引債の期末評価額］となるが，この期末評価額は，いわゆる償却原価額に相当する。したがって，割引債については，この償却原価額を割当てることが，定利獲得目的としての割引債に関する事実の忠実描写になるのである。他方，割引債の損益に関しては，数値的には，［割引債の期末評価額－割引債の期首評価額＝当期発生利息額］として算出されるが，この期首評価額および期末評価額は，いわゆる償却原価額であるから，受取利息額は，償却原価差額に他ならない。したがって，これを受取利息として計上することが，定利獲得目的という独自の保有目的に規定された，割引債に関する事実の忠実描写を意味するのである。

以上のように考えれば，売買目的有価証券の時価評価にしても，割引債の償却原価評価にしても，それぞれの保有目的に規定された，事実の忠実描写を意味していると言ってよいのである。そうであれば，利息法に基づく処理は，割引債に関する事実の忠実描写になっていると言って差し支えないし，さらには，この利息法だけが，割引債に関して事実を忠実に描写していることになるのである。

かくして，損益計算を会計の計算目的に据えるかぎり，説明理論としては，会計における事実の忠実描写機能を時価評価に限定することは，理論的に成立しないと言ってよいであろう。

**（ⅱ）複数の処理方法の存在の意義に関する疑問**

次に，「現行会計には，配分に規則性が認められる複数の処理方法については，その優劣を問わない，という基本的考え方がある」という前提であるが，現行会計には，一般論として，本当に，このような特質が存在するのであろうか。筆者には，そのようには考えられないので，ここで，若干検討することにしよう。

配分に規則性が認められる複数の処理方法につき，現行会計では，優劣が問われないという点については，米山学説では，次のように説明されている（米山［2003］36ページ，傍点は笠井）。

> 金銭債権に係る価値増加のパターン（会計の外で決められるもの）に近似するという理由で，複利計算の形式をとる利息法の採用が支持されているものと考えられる。ただこの論拠は強固なものとはいえない。資本設備の減価償却において定額法や定率法が併存しているように，規則的な配分であるかぎり代替的な方法間での優劣を問わないのが，現行ルールの基本的考え方といえるからである。

米山学説では，割引債の償却原価法における利息法と定額法とが代替的関係（優劣を問えない関係）にあることの根拠については，以上のように，資本設備の減価償却における定額法と定率法との関係が持ち出され，その事例によって，代替的関係（優劣を問えない関係）が一般的に妥当であると正当化されてしまい，さらには，そうした代替的関係（優劣を問えない関係）が，会計の特質とまでみなされてしまったのである。

たしかに，資本設備の減価償却に関しては，定額法と定率法とは，優劣の問えない代替的関係にあると言ってよいのかもしれない。しかし，そのことから，すべての資産について，そこで認められている複数の処理方法が，優劣を問えない代替的関係にあると言えるのであろうか。そこには，大きな論理的断絶があるのではないだろうか。

そうした視点から，ここでは，設備資産に対比されるものとしての棚卸資産を取上げよう。この棚卸資産についても，先入先出法とか後入先出法とかの，配分に規則性が存在する複数の処理方法が，認められている。そうであれば，その先入先出法・後入先出法等は，優劣を問えない代替的関係にあるとみなされるべきなのではないだろうか。

しかしながら，同じく棚卸資産に属していても，貴金属・宝石等の場合には，どうであろうか。その場合には，いくらなんでも，先入先出法・後入先出法等を適用することはなく個別法で処理するのではないだろうか。つまり，棚卸資産の場合には，個別法により事実の動きを識別することは，経験的に可能なのである。しかし，製品の生産に大量の廉価な部品を用いるような場合に，その部品の出入りに，個別法ではなく，先入先出法・後入先出法等を適用するのは，実践における経済性を重視してのことであろう。つまり，理論的に見て，事実を忠実に描写しようとすれば，個別法により可能なのであるが，経済性との兼ね合いで，先入先出法・後入先出法等が用いられるのである。そのように考えれば，棚卸資産における個別法と先入先出法・後入先出法等との関係は，いわば正則法と簡便法との関係に類していると言ってよいであろう。したがって，事実の忠実描写は，理論的には可能であるにもかかわらず，経済性を勘案して，あえて，事実の忠実描写を行なっていないにすぎない。

こうした貴金属・宝石等の事例を考えれば，「規則的な配分であるかぎり代替的な方法間での優劣を問わないのが，現行ルールの基本的な考え方」（米山［2003］36ページ，傍点は笠井）とまでは言えないのではないだろうか。少なくとも，一般論として，「現行会計が，複数の処理方法間の任意な選択を許容している」とは言えないのではないだろうか。

そこで，そうした視点から，設備資産の減価償却に関する定額法と定率法との関係を再考することにしよう。そこには，貴金属・宝石等とはまったく異なる状況が潜んでおり，同日には論じられないように思われるのである。すなわち，設備資産は，製品等を生産するという機能を担っているので，その生産的使用に伴って，理念的には，その一部が，製品等に移転するはずなのである。いわゆる価値移転現象とよばれるものに他ならない。しかしながら，厄介なことに，この価値移転は，経験的に観察することは，不可能なのである。つまり，価値移転額をひとつの事実として把握することは，原理的にできないのである。

しかるに，会計は，他方で，事実を忠実に描写することによって損益計算書・貸借対照表を誘

導法的に導出し，その結果として損益額を算出する機構に他ならない。会計とは，そもそも，そうした意味での記録機構なのである。そして，そうした記録を辿ることによって損益額を算出することができるがゆえに，会計は，一方，出資者に対する報告責任（いわゆる会計責任）を果たすことができるし，他方，監査によって，社会的信認を受けることもできるのである。今日，会計に寄せられている信頼性は，基本的には，会計のこの記録機構性に基因していると筆者は考えている。

そうであれば，価値移転額は，経験的には知り得ないとしても，何らかの形で推定せざるを得ない。そのために考案されたのが，会計上の減価償却と言ってよいであろう。しかし，設備資産の価値が製品等にどれほど移転したのかが，経験的には知り得ないとしたら，各期間に均等に配分することが，穏当であろう。今日，一般的には，定額法あるいは定率法が普及しているが，前者の定額法は，修繕費を顧慮しない場合の均等配分であり，後者の定率法は，修繕費を顧慮した場合の均等配分とも考え得るのである。

以上のように考えれば，設備資産の場合には，価値移転額が経験的に把握できないいじょう，事実の忠実描写ということが，そもそも不可能なのである。したがって，何らかの意味での均等配分ということを理由にして，定額法あるいは定率法といった代替的な方法を考案したとしても，そのいずれが妥当であるのか，そのいずれが忠実描写になるのか，といった議論は，そもそも不可能なのである。そのように考えれば，設備資産における定額法と定率法との関係は，正則法と簡便法といった関係ではなく，文字どおり，任意の選択適用の関係にあると言ってよいであろう。

以上のように，複数の代替的方法が存在すると言っても，その内容は，一義的ではなく，少なくとも，棚卸資産に見られるように，例えば正則法と簡便法といった関係にあるので，その優位性を問うことができ，純理論的には，正則法が妥当であると決定できるパターンと，設備資産の減価償却に見られるように，当該経済現象を経験的に把握する方法が欠如しているので，その優位性を問うことができず，文字どおり任意に選択適用してよいパターンとが，あり得るのである。

そうであれば，一般論として，「規則的な配分であるかぎり，複数の処理方法について，その優劣を問わない（任意の選択適用を許容している）」ということが，現行会計の特質とまでは言えないのではないだろうか。したがって，問題になっている資産が，上記のいずれのパターンに該当するのか，ということが慎重に検討されなければならないのである。

そのように考えれば，割引債の償却原価法における利息法と定額法との関係がいずれのパターンになるのか，ということが問われなければならないが，結論的には，言うまでもなく，前者のパターンに属しているということになろう。つまり，定利（償却原価差額）の獲得という割引債の保有目的にそぐうように，割引債を償却原価で評価すること，およびその償却原価差額を受取利息として計上することの妥当性は，経験的に論証可能である。したがって，利息法を採用することは，経験的に言って，妥当なのである。そうであれば，定利の獲得を保有目的とする割引債については，利息法を採用しなくてはならない[14]。そして，そのことによって，割引債は，事実を

14）割引債の保有目的を定利獲得と考えるかぎり，利息法が妥当であるという結論は，ごく当然のことのよう↗

忠実に描写することになるのである。

（4）補論の要約

以上の補論において検討したことを簡単に纏めておこう。米山学説の想定している一般的見方によれば，利息法の簿価（償却原価）は，事実を忠実に描写しているという理由によって，理論的に肯定されており，その結果，利息法の採用が，是認されることになる。

それに対して，米山学説は，償却原価が事実を忠実に描写しているという点を問題視しているようである。すなわち，事実の忠実描写ということであれば，時価で評価されなければならず，①償却原価評価たる利息法の簿価は，事実の忠実描写には該当しないと考えるわけである。もちろん，米山学説が明確にこのような主張をしているわけではないが，筆者には，そのように解釈できるように思われるのである。したがって，事実の忠実描写という根拠によって，利息法だけを正当化することはできず，定額法も，許容されることになるわけである。

しかし，その場合，配分に規則性が認められる複数の処理方法については，優劣のつかない代替的関係とみるのが，現行会計の基本的な考え方であると米山学説は断定するのである。すなわち，このように，②利息法と定額法とは，優劣のつけられない代替的関係にあるとみなされるので，結局，どちらを採用してもよい任意選択の関係になるわけである。

一般的見方に対する米山学説の批判，さらには米山学説自体の考え方は，以上のようなものであると筆者は考えている。

このように，一方，①のように，時価評価でなければ事実の忠実描写にならない（利息法の償却原価では事実の忠実描写にならない）といわばア・プリオリに前提してしまえば，事実を明らか

---

↘ に筆者には思われる。しかるに，米山学説において，保有目的という概念が導入されているのに，どうして利息法と定額法とが，等価的とみなされてしまったのであろうか。筆者には理解し難いが，おそらく，その一因は，割引債に関する保有目的の定義にあるように筆者には思われてならない。

すなわち，（2）（i）でもふれたが，米山学説では，割引債の保有目的に関し，「いま問題にしている債券（割引債のこと…笠井注）の保有目的は有利な価値変動から成果を得ることではなく，キャッシュフローをみずから回収することに求められる」（米山［2003］126ページ，波線および二重下線は笠井）と説明されている。

しかし，「時価変動差額（価値変動差額）の獲得」という保有目的と，「キャッシュフローのみずからの回収」という保有目的とは，同一レベルで対立する概念なのであろうか。「時価変動差額の獲得」という概念に対立するのは，「定利の獲得」という概念なのではないだろうか。「時価変動差額の獲得」という保有目的は，いわゆる売買目的有価証券に該当するとみてよいであろう。その場合，註11でふれたように，売買目的有価証券には売却損益は生ぜず，時の経過による保有損益しか生じない，という見方によれば，「キャッシュフローのみずからの回収」という概念は，売買目的有価証券にも該当してしまう。つまり，「キャッシュフローのみずからの回収」という概念は，「時価変動差額の獲得」と「定利の獲得」という保有目的を包含する上位概念（つまり，いわば金融資産の属性を意味する概念）に相当していると言えないでもない。

「キャッシュフローのみずからの回収」という概念は，そのかぎりで，より抽象的であり，具体性を欠いてしまったのである。そのために，米山学説では，割引債の保有目的として，「定利獲得目的」といった具体的内容は，想定されていなかったのかもしれない。そのことが，利息法の妥当性に否定的になったことの一因になっているのかもしれない。

なお，定額法より利息法のほうが妥当であることの詳細な根拠については，笠井［2019］（3）を参照されたい。

にすべく，「割引債とは，どういう経済活動であり，どのような損益を産むのか」といった探求は，疎かになってしまうであろう。他方，②のように，利息法と定額法とが優劣のつかない代替的関係にあり，どちらでもよいということであれば，同様に，「割引債は，どのような損益産出活動であり，したがって，どの処理方法がその経済活動に適っているのか」といった発問も，消失してしまうであろう。

そのように，利息法の償却原価が事実の忠実描写に該当しないという理由で定額法も認めること，さらに，その利息法と定額法とが優劣をつけられない代替的関係にあるとみなすことは，割引債の損益産出活動の独自性を否定するものであり，ひいては，割引債の損益の質的特質の識別の探究を放棄することに通底していると言ってよいのではないだろうか。

それに対して，損益計算を会計の計算目的とするかぎり，事実の忠実描写は時価評価に限定されるものではないと筆者は考えている。各資産には，それぞれ固有の損益産出の仕方があるので，それにそぐう処理方法が，事実の忠実描写になるというのが筆者の考えである。割引債の場合には，損益計算の視点からは，定利の獲得を企図しているので，利息法が，事実を忠実に描写する処理方法であり，その処理方法に準拠することによってのみ，受取利息という，割引債に関する損益の質的特質を識別できるのである。

以上を一表化すれば，次のようになろう。

**＜図表補 1－1＞**

| 米山学説の見方 | 私見 |
|---|---|
| 利息法の償却原価≠事実の忠実描写<br>（事実の忠実描写＝時価評価のみ）<br>→定額法も可 | 利息法の償却原価＝事実の忠実描写 |
| 利息法・定額法の関係<br>＝優劣の問えない代替的関係 | 利息法・定額法の関係<br>＝事実の忠実描写として優劣の問える関係 |
| ↓ | ↓ |
| 損益の性質の質的相違に関する識別が不可能 | 損益の性質の質的相違に関する識別が可能 |

以上の検討結果を纏めれば，第１に時価評価ではないからと言って事実の忠実描写にならない，というわけのものではないこと，第２に，損益計算を会計の計算目的に据えるかぎり，多様な資産評価の計上および多様な性質の損益の計上が可能であり，そして，そのそれぞれが事実を忠実に描写していると言えること，そして第３に，複数の処理方法がある場合，任意選択の関係なのか正則法・簡便法の関係なのかを判別し，後者のパターンであれば，複数の処理方法のうちのどれが，事実の忠実描写になるべく，保有目的によって規定された評価規約および損益の性質にそぐうのか，ということが検討されなければならないこと，の３点に集約できるであろう。

以上の補論で行なった検討結果によれば，米山学説において，損益の質的相違が識別できないことの原因は，ひとり「事業資産」・「金融資産」分類だけにあるのではない。米山学説における，事実の忠実描写に関する考え方あるいは複数の処理方法の存在に関する考え方にも，その遠因があるというのが筆者の結論である。

## 参 考 文 献

笠井［2005］：笠井昭次著『現代会計論』慶應義塾大学出版会
笠井［2010a］：笠井昭次著『現代日本会計学説批判Ⅰ』慶應義塾大学出版会
笠井［2010b］：笠井昭次著『現代日本会計学説批判Ⅲ』慶應義塾大学出版会
笠井［2011a］：笠井昭次稿「資産負債観の説明能力――特別修繕引当金（1）――」『三田商学研究』第54巻第2号
笠井［2011b］：笠井昭次稿「資産負債観の説明能力――特別修繕引当金（2）――」『三田商学研究』第54巻第4号
笠井［2012］：笠井昭次稿「資産負債観の説明能力――資産除去債務（1）――」『三田商学研究』第55巻第5号
笠井［2013a］：笠井昭次稿「資産負債観の説明能力――資産除去債務（2）――」『三田商学研究』第55巻第6号
笠井［2013b］：笠井昭次稿「いわゆる金融資産の会計処理の再構成」『三田商学研究』第56巻第3号
笠井［2013c］：笠井昭次稿「定利獲得目的金融資産の会計処理の再構成（1）――測定規約の統一性を求めて――」『三田商学研究』第56巻第4号
笠井［2013d］：笠井昭次稿「定利獲得目的金融資産の会計処理の再構成（2）――測定規約の統一性を求めて――」『三田商学研究』第56巻第5号
笠井［2018］：笠井昭次稿「評価規約における収益費用観・資産負債観の意義――意思決定有用性学説（1）――」『三田商学研究』第61巻第5号
笠井［2019］：笠井昭次稿「評価規約における収益費用観・資産負債観の意義――斎藤学説（4）――」『三田商学研究』第62巻第5号
笠井［2020］：笠井昭次稿「評価規約における収益費用観・資産負債観の意義――斎藤学説（5）――」『三田商学研究』第62巻第6号
斎藤［1999］：斎藤静樹著『企業会計とディスクロージャー』東京大学出版会
米山［2003］：米山正樹著『減損会計――配分と評価――（増補版）』森山書店